

入 札 公 告

当公社では、しいたけ原木等に活用できるクヌギ造林地立木の売却を行います。
本件入札に参加を希望される場合は、次に定める事項を承知の上、参加してください。

平成29年7月6日

公益財団法人鳥取県造林公社 理事長 岡本康宏

1 入札に付する事項

(1)次に掲げる物件の売却

区 分	内 容
発注件名	平成29年度鳥取県造林公社クヌギ造林地立木の売却
売却する立木の場所	日野郡日野町黒坂字樋ノ口山559-1 (造林地番号921) 別紙図面参照
売却物件の内容	樹種 クヌギ、林齢 26年生、面積 1.0ha、伐採方法 皆伐
伐採立木の搬出期限	引渡し日から平成29年12月31日まで
入札価格の内容	クヌギ立木の購入価格 (立木の伐採、搬出は落札者の責任と負担において行っていただきます。)

(2)入札参加申込期間及び申込場所等

①入札参加申込期間等

- ア 入札参加申込期間 平成29年7月10日(月)から同年7月26日(水)まで
- イ 入札参加申込書提出先 鳥取県造林公社西部事務所
受付は、午前8時30分から午後5時15分までとし休日(国民の祝日を含む。)を除く。
また、郵送等の場合は7月26日(水)までに到着したものに限り受け付けることとする。
- ウ 提出部数 1部

②入札参加申込書等の交付場所

- ア 交付期間
平成29年7月10日(月)から同年7月26日(水)まで
交付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休日(国民の祝日を含む。)を除く。
- イ 申込書交付場所 公益財団法人鳥取県造林公社本社及び西部事務所
- ウ 入札参加申込書等の入手方法
上記イのほか、インターネットの公益財団法人鳥取県造林公社のホームページ (<http://www.tottori-zourin.or.jp/>)からの様式のダウンロードにより可能。

2 関係資料の閲覧等

(1)関係資料の閲覧期間及び閲覧場所

- ア 期 間 平成29年7月10日(月)から同年7月27日(木)
閲覧は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休日(国民の祝日を含む。)を除く。
- イ 場 所 公益財団法人鳥取県造林公社本社及び西部事務所

(2)質問提出期限及び回答期限

- ア 質問提出期限 平成29年7月21日(金)午後4時まで
- イ 回答期限 平成29年7月25日(火)午後4時まで
- ウ 回答方法 入札設計書に関する質問に対する回答は、インターネットの公益財団法人鳥取県造林公社のホームページ(<http://www.tottori-zourin.or.jp/>)に掲載することにより行う。

(3)質問書提出先

公益財団法人鳥取県造林公社西部事務所

- ア 住 所 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター3階
- イ 電 話 0859-72-1193 ファクシミリ 0859-77-0250

(4)現場説明

- ア 集合時刻 平成29年7月20日(木)午後1時15分
- イ 集合場所 鳥取県西部総合事務所日野振興センター 大会議室
- ウ その他 具体的内容に関しては西部事務所に対応。

3 入札手続

(1) 入札日時及び場所

ア 日 時 平成29年7月28日(金)午前9時30分

イ 場 所 鳥取県西部総合事務所日野振興センター 中会議室(日野郡日野町根雨140-1)

(2) 入札方式 制限付一般競争入札とする。(紙入札。入札書様式等を参照。)

(3) 開 札 入札後、即時開札

(4) 郵便等による入札の可否 不可とする。

(5) 入札参加者の要件

次の要件①の2つのいずれの要件とも満たす者で、要件②のいずれにも当たらない者とする。

要件①

・鳥取県内に居住又は事業所を有すること。

(住所地等が確認できる書面等の提示をお願いします。)

・個人又は企業・団体及びグループのいずれかであり、グループの場合はその構成員が5人以下であること。また、グループの場合は構成員全員が県内在住者であること。

要件②

・当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者(民法(明治29年法律第89号)で規定された行為能力を制限された者とする。)

・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(6) 入札保証金及び契約保証金

・入札参加者は、入札保証金として入札見積額の100分の5の金額を現金で納付すること。落札できなかった場合は、入札後に返還すること。

・落札者は、契約保証金として契約額の100分の10の金額を納付すること。

・契約締結時に落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金に充当すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札

イ 入札者に求められる義務を履行しない者の入札

ウ 入札にあつて不正のあつた入札

エ その他本件公告に違反した入札

(3) 落札者の決定方法等

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満り端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

予定価格に達しない場合は再度の入札を行い、予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。また、最終的な落札者が確定するまで入札を行う。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定するものとする。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条の規定に基づき、契約の相手方が暴力団に該当するかどうか鳥取県警察本部に照会する場合があること。

また、契約相手方が暴力団の構成員に該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載すること。

(5) 入札参加者がグループの場合

入札当日に入札に参加する者以外のグループ構成員の全ての者から、入札に参加する者に今回の入札に関する委任が行われている旨の委任状を持参し提出すること。

【問合せ先等】

公益財団法人鳥取県造林公社 本社			
住 所	〒680-0803 鳥取市田園町4丁目207		
電 話	0 8 5 7 - 2 7 - 7 1 7 1	ファクシミリ	0 8 5 7 - 2 7 - 7 1 7 4
同 西部事務所			
住 所	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター3階		
電 話	0 8 5 9 - 7 2 - 1 1 9 3	ファクシミリ	0 8 5 9 - 7 7 - 0 2 5 0